

第 7 1 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成19年 1月 4日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。）に基づき、実施機関に対し、特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が愛知県に提出した平成17年度の決算書に記載された内外装整備費が、本件法人の貸借対照表に資産として計上されていないことについて、その事実関係がわかる文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 名古屋市商工業団体振興補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、平成18年 3月31日付け17市経商第 188号で〇〇〇商店街振興組合に対して交付された補助金（以下「本件補助金」という。）は、実際は本件法人が執行、消化している。
 - (2) 本件法人が市からの補助金の一部で課税の対象となる「家屋償却資産」を購入したことは、本件法人が提出した事業完了報告書に添付された事務

所等改修後の写真や店舗改修を行った業者が作成した見積書から明白である。

- (3) 市税担当部門との協議は必要であるが、文書の不存在は逃税の助長ということで拙速である。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

本件請求に係る行政文書は、内外装整備費が本件法人の貸借対照表に資産計上されているかがわかるものと考えられる。商店街空店舗活用事業（以下「活用事業」という。）は、交付要綱に基づき、商店街振興組合等を補助対象事業者として補助金を交付する制度であり、店舗に入居する団体等に直接交付するものではない。このため、交付要綱で補助金の交付申請に必要な提出書類の一部として、商店街振興組合等の事業実施に係る決算書類を定めているが、空き店舗に入居する団体等の決算書類は求めている。本件の補助金の交付申請に当たっても、交付要綱に基づく提出書類の一部として、〇〇〇商店街振興組合の活用事業に係る決算書類は提出されているが、本件法人の決算書類は提出されていない。したがって、本件請求に係る行政文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

- (1) 異議申立人が請求している行政文書は、本件法人が本件補助金により改修が行われた空き店舗に入居した際、内外装整備費として 560 万 7 千円を支出したことについて、当該法人の貸借対照表に内外装整備費が計上されているかどうかわかる文書である。

- (2) 活用事業には、地域コミュニティの中核を担う商店街の活性化を図るため、市内の商店街団体等が所有者から空き店舗を借り上げ、物産展・イベント会場などに使用する空店舗共同利用事業又は新規創業者を始めとする事業者の出店により活用を図る新規創業者支援事業及び事業展開支援事業がある。補助の対象となる経費は、開設又は開店のための賃借料及び内外装整備費で、補助金は、商店街振興組合等の商工業団体（以下「補助

対象団体」という。)に対して交付されるものであり、実際に開設又は開店する事業者(以下「入居団体」という。)に対して直接交付されるものではない。

(3) 本件補助金は、本件法人に係る新規創業者支援事業として、〇〇〇商店街振興組合に交付されたものであり、賃貸借契約及び内外装整備工事請負契約の契約者は、本件法人となっている。

(4) 当審査会の調査によると、本件補助金に関して実施機関に提出された書類について、次の事実が認められる。

ア 補助金の交付を受けようとする団体は、補助事業が完了したときは、交付要綱第10条により名古屋市商工業団体振興補助金(商店街空店舗活用事業)交付申請書に以下に掲げる付属書類を添えて提出しなければならない。

- (ア) 空店舗活用事業完了報告書
- (イ) 空店舗活用事業収支決算書
- (ウ) 内外装整備工事契約書の写
- (エ) 不動産賃貸借契約書の写
- (オ) 補助対象経費にかかる支払領収書の写
- (カ) 補助対象施設の写真
- (キ) その他必要と認められる書類等

イ 入居団体に対しては、直接上記アの付属書類の提出は求めている。また、入居団体の決算書、貸借対照表等の書類の提出も求めているため、入居団体である本件法人の貸借対照表又はそれに類する書類は提出されていない。

(5) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第1 審査会の結論」のように判断する。

第6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 2月 6日	諮問書の受理
2月22日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知

3月23日	実施機関の弁明意見書を受理
3月27日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
11月26日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
12月11日 (第85回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
平成20年 1月18日 (第86回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
2月12日 (第87回審査会)	調査審議
平成21年 2月10日 (第99回審査会)	調査審議
2月20日	答申